

- (+) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかるときには、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。
- 2 移植の制限
- 3 放流等の制限
- (+) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするとときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げ

る要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) P C R 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(+) (+)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遭棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示した。

平成二十年三月十一日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 藤尾芳久

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかるときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかるといふ疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

(+) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするとときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げ